

## 学校法人新潟総合学院 役員の報酬および退職手当に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人新潟総合学院（以下「学院」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事、監事をいう。

(2) 理事 学院の寄附行為に規定する者とし、本規程では次の名称で区分する。

イ 理事長 : 寄附行為第6条第2項に規定する者

ロ 副理事長、専務理事、常務理事 : 寄附行為第6条第3項に規定する者

ハ 学長理事 : 寄附行為第7条第1項第1号に規定する者

ニ 職員兼務理事 : 理事としての役職名の如何に係らず、現に学院と労働契約を締結している者

ホ 学外理事 : 非業務執行理事

(3) 監事 寄附行為第7条第1項に規定する者

(4) 役員の報酬等とは、報酬、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員の給与に関する規程等（以下、「給与規程等」という。）に基づくものを含まない。

### (報酬の支給)

第3条 役員に対して、別表1に定める報酬を支給することができる。ただし、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給し、理事会で定めた場合を除き報酬は支給しない。

2 報酬の額は、物価の変動その他の諸事情により必要と認められるときは、その見直しを行うものとする。

### (報酬の支給日)

第4条 役員に対する報酬の支給日は、次の各号に定めるところとする。

(1) 理事（学外理事を除く） 職員の例による。

(2) 学外理事および監事 必要の都度、支払うものとする。

### (報酬の支給の制限)

第5条 役員がその報酬額の定まっている期間中、1日も勤務しなかった場合は、報酬を支給しないことができる。

2 報酬が年額で定められている役員が、その任期が前任者の残任期間となる場合又は年度途中の任期の場合については、当該報酬を残任期間又は就任の日以降の月数を基準として月割計算をした場合に得られる額をその者の報酬年額とすることができる。

### (報酬の支給の停止)

第6条 第2条に定める役員が、次の各号に該当する場合は、報酬の支給を停止する。

(1) 受給の辞退があったとき。

(2) 学院の財政上支出が困難になったとき。

- (3) 役員が学院に対して不利益な行為を行ったとき。
- (4) 役員が学院と係争関係に入ったとき。

(退職手当)

第7条 第2条に定める役員のうち、理事(学外理事を除く)については、在任年数が1年以上の者が退任した場合には、この規程の定めるところにより退職手当をその者(死亡による退任の場合にはその遺族)に支給することができる。ただし、寄附行為の規定により解任された場合は、この限りでない。

2 前項に規定する遺族は、労働基準法施行規則の定めを準用する。

3 退職手当の額は、次の基準により理事会で決定する。

$$(\text{最終報酬年額} / 12) \times \text{在任年数} \times \text{係数}$$

4 退職手当は、退職時から2ヶ月以内に支給する。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

**附 則**

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 役員報酬表（第3条関係）

役職の区分	報 酬 の 額
理 事 長	別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。 ただし、理事会で定めた場合を除き、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給する。
副 理 事 長	必要により、別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。 ただし、理事会で定めた場合を除き、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給する。
専 務 理 事 常 務 理 事	必要により、別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。 ただし、理事会で定めた場合を除き、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給する。
学 外 理 事 監 事	理事会等への出席など職務の執行1回につき50,000円を上限として、理事長が定めた額を支給することができる。

## 別表 2

## 役員号俸表（単位：千円）

号俸	報酬の額（年額）
10号俸	18,000
9号俸	12,000
8号俸	8,400
7号俸	6,000
6号俸	4,500
5号俸	3,000
4号俸	2,400
3号俸	1,800
2号俸	1,200
1号俸	600